

これからの幼児教育の課題と展望

泉 一 郎

A problem and the prospects of preschool education in the future

Ichiro Izumi

豊岡短期大学 論集

第 14 号 別 冊

平成 30 年 2 月 28 日 発 行

これからの幼児教育の課題と展望

A problem and the prospects of preschool education in the future

泉 一郎
Ichiro Izumi

はじめに

平成29年3月31日、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂（定）された。この3法令が同時に改訂（定）されるのは、今回が初めてである。これは、幼稚園も保育所も幼保連携型認定こども園も、日本の大切な幼児教育施設として位置づけられたからである。これに合わせて、幼稚園教諭や保育資格の養成課程も平成31年度から履修科目などが変わることが示されている。改訂（定）の特徴は、それら3つの施設の共通性が明確にされたことである。幼児教育として、その「学び」を援助するあり方が示され、幼児教育ならではの教育の独自性を確立して、その上の小学校へとつなぐことが大事な点とされた。

もう1つ大事な点は、その「学び」のあり方を支えるものとしての子どもと保育者の信頼・愛着関係やそれを育てる養護のあり方を、どの施設であろうと重視しようということである。その上で、それを支え、可能にする保育者の専門性とそれに基づく指導のあり方や、それを改善して高めていく研修と保育者同士の話し合いや記録の取り方が強調されている。

幼児教育の重要性の認識は広がってきており、養成を通して力量のある保育者を送り出すことが必要である。子どもが健やかに伸び伸びと成長するために良い環境を構築することは、幼児教育・保育関係者の共通の願いである。幼稚園教諭・保育士の仕事は広がりつつあり、さらなる質の高さを求められるようになってきている。従来にも増して、養成校への期待は大きくなってきていることは明らかである。本稿の目的は改訂（定）の趣旨と重要なポイントを示し、これからの幼児教育を理解することである。

1 同時改訂（定）の背景

（1）わが国の幼児教育の現状

平成18年に「教育基本法」が改正され「幼児教育は、生涯にわたる人格の基礎を培う重要なものである」注1）と明記されたことで名実ともに日本の教育の中に幼児教育が位置づけられた。この改正を受けて、平成20年の改訂では教育要領と保育指針の法的な位置づけが対等になり、告示が同時に行われた。平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。これは幼児期の教育・保育の「量」の拡充と、「質」の向上を進めるために生まれた制度である。「量」の拡充は、大都市圏の待機児童の解消、子どもの

年齢や親の就労状況に応じた多様な受け皿の確保、少子化が進む地域の施設統合である。「質」の向上は、全ての子どもに質の高い幼児教育を実施、職員の配置や処遇の改善、研修の充実やキャリアアップの取り組みを推進、幼児教育の目指す方向・指導法などの改善である。

(2) 幼児教育を巡る潮流の変化

幼稚園は家庭の事情や単なる趣味で通わせる場所ではなく、幼児にとって必要不可欠な幼児教育施設である。保育所や認定こども園の子どもも、同じ教育を受けるのは当然だという考え方が成り立つ。幼児教育をしっかりと行うことが小学校入学後の学力につながる、犯罪などの社会問題を減らす効果があることが確認されていることから、国の教育制度として幼児教育が位置づけられた。

2 改訂(定)の要点

(1) 3法令共通のキーポイント

改訂(定)の趣旨は3つあり、大きく次の3つの要素が挙げられる。

- 1 3歳以上の子どもについての「幼児教育の共通化」
- 2 子ども・子育て支援新制度での「幼児教育の質の方向性」
- 3 小学校から見たときの「幼児教育で育つ力の明確化」である。

3つの幼児教育施設に共通する幼児教育のあり方としては、「環境を通した教育」「乳児期からの発達と学びの連続性」「小学校教育との接続のあり方」が明確になった。今回の改訂では、幼児教育・保育だけではなく、小学校以上の学習指要領も同時に改訂された。

(2) 幼稚園教育要領改訂のポイント

「幼児期に育てたい力」を明記した。また、実際の指導の方向性や評価のあり方、教育課程の計画の考え方も具体的に記された。

1 育みたい資質・能力

幼児教育の本質を表す「見方・考え方」とは、さまざまな発達子どもたちが、主体的に周りの物や人(環境)と関わりながら、心動かされる体験・遊びをする、ということである。そして、この「見方・考え方」を取り入れることを「学び」と考える。子どもが身の周りの物や人に関わり、さまざまな意味や規則性を見つける過程で生まれる、気づき・発見・考え方や態度の変化などを指す。「見方・考え方」を具体的に、子どもにおいて育てるべき力として捉えたのが「資質・能力の3つの柱」である。(ア)知識及び技能の基礎 (イ)思考力、判断力、表現力等の基礎 (ウ)学びに向かう力、人間性等の3つの柱である。

「資質・能力」は、小学校、中学校、高等学校での教育を通して伸びていくものである。今回、幼児教育としての構造を明確にするため、どのように指導するか(過程)と、何を指導するか(内容)に加えて、何が育つかを明記するとしている。知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう

力・人間性等、として整理されている。これは幼児教育を通して育つ力であり、さらにそれが小学校以降の学校教育において成長していくのであり、発達の学びの連続性の根幹をなすものであるとしている。幼児期にふさわしい言い方に直すと感じる・気付き・分かる・出来る力の育ち、考え・試し・工夫し・表現する力の育ち、心情・意欲・態度の育ちである。

2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

幼児期の終わりにおいて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を取り出し、10の姿として整理された。これらは、5つの内容領域において、従来からある項目を取り出したものである。その10の姿とは、

(ア) 健康な心と体、(イ) 自立心、(ウ) 協同性、(エ) 道徳性・規範意識の芽生え、(オ) 社会生活との関わり、(カ) 思考力の芽生え、(キ) 自然との関わり・生命尊重、(ク) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、(ケ) 言葉による伝え合い、(コ) 豊かな感性と表現、とされた。

「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」は、「活動全体を通して資質・能力が育まれている子ども(幼児・園児)の小学校就学時の具体的な姿」とされている。早く完成させることよりも、時間と手間をかけて、ゆっくりと「なっていく」「育っていく」ことこそが幼児期のあるべき姿であるし、それを可能にする保育こそが重要と考える。

「保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる」とあるように、「見通し」や「生活をつくり出す」など、5歳児後半の姿と思える記述がなされ、小学校以降へと成長を遂げていくものとされている。具体的で明確であればあるほど、それに対する捉われが生まれやすい。どの子どもも10の姿に到達させた保育者が「優れた保育者」、到達させていない保育者は「力のない保育者」といった視線がプレッシャーになり、「できさせなくては」と子どもの実態や状況とは無関係に強要しないことに注意する必要がある。

今回の改訂では、小学校との「円滑な接続」が強調され、そこで重要な役割を果たすのが「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」と考えられている。小学校との連携においては、現実の子どもの姿を相互に伝え合うことや、互いの実践を交流し合いながら、保育内容・教育内容での接続(積み重ね)を探っていくことが大切である。3法令では、小学校とのつながりとして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を提示している。小学校の学習指導要領では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を引き継ぐ形で、スタートカリキュラムが義務づけられた。スタートカリキュラムでは、入学後の2か月ぐらいは、幼稚園や保育所のやり方を取り入れながら、徐々に小学校の45分のやり方につないでいこう、という接続になっている。

3 主体的・対話的で深い学び

(ア) 主体的な学びの視点

子どもが自ら「やってみたい」という意欲をもち、先の見通しや展開を考えたり、振り返りをしたり

しながら、遊びと生活をより発展させていくのが「主体的な学び」である。小学校以降の教育にもつながる「アクティブ・ラーニング」の核になるものである。

(イ) 対話的な学びの視点

大事なのは「伝え合い」の部分である。言葉や行動によって、子どもが自分を表現し、同時に相手のことも考えて協力し合うことを「対話的な学び」としている。子どもがそれぞれの思いや考えを言葉や行動で伝え合い、それをつなげ合って考えを広げたり、思考を深めたりすることである。

(ウ) 深い学びの視点

「深い学び」とは、対象の物や人と出会って、その関わりを深めることである。物事の性質、関連、理屈などを子どもが捉えられ、さらにねばり強く取り組む力が育つようになることである。

豊かな学びをつくり出すためには何が大切であるか。それはともすれば「たくさんのことをさせる」ことだと考えがちである。しかし、豊かさは経験の数によって決まるわけではない。「させられる」活動からは豊かさは生まれないからである。大切なのは経験の質である。興味と意欲をもって夢中になって取り組み、そこでいろいろなことを感じ、考えて、子どもの内面が変わることが「豊かな学び」には不可欠である。活動によっては比較的すぐに達成感を得られることもあれば、うまくいかずにくやしい思いをすることもあろう。そのようなときに、「もっとも効率的な方法」が保育者によって与えられるのではなく、試行錯誤が許されることが重要である。寄り道できること、うまくいかなかったら何度でもやり直せること、誰かに聞いたり、助けてもらえたりすることが保障されて豊かな学びは生まれる。

子どもたちに豊かな学びを保障するためには、保育内容・保育の過程こそが重要である。資質・能力がどの年齢・施設においても育っていく中核だと明確にし、そのうえでそれが小学校以上に伸びていくとした。さらに、いわば入口に当たる乳児ないし満3歳未満の子どもの保育のあり方を詳細に示し、それが家庭教育にも当てはまると捕えつつ、それ以前の発達状況を示した。また、出口に当たる修了時において、どういった力が育ってきているかを具体的な姿として表し、幼児教育の施設の種別を問わず、その姿の実現を多少なりとも目指すことや、それが同時に小学校教育の始まりとなるとを明記している。幼児期に育ってきた力を活かし、その具体的な姿を発揮させることから、小学校の教科等の授業による教育につなぐとしている。10の姿が示されたが、それがどのような保育によって達成されていくかについては要領・指針には明示されていない。だからこそ、子どもたちの豊かな学びがどのような保育内容と過程によって達成されるのかについて、各園で具体化していくことが求められている。「育ってほしい姿」は、保育の目標であり、保育者の願いである。それを押し付けるのではなく、楽しく夢中になれる活動を通して、子ども自身が「こうなりたい」「こんな自分になりたい」と感じられることが大切であろう。遊びを通していろいろなことを感じ、発見して、自分の育ちに自信をもち、就学に期待をもつことができる子どもを育てることが、幼児教育に携わる私たちの「育てた

い姿」である。

4 カリキュラム・マネジメントの確立

「カリキュラム」とは、「幼稚園教育要領」に記載されている「全体的な計画」と、その下での「指導計画」を合わせたものである。「全体的な計画」とは、教育課程だけではなく、教育課程以外の活動や学校保健計画、学校安全計画など、施設の全体的な方針やねらいの体系を表したものである。一方、「指導計画」は、その全体的な計画（ねらい）に基づいた各年齢の年間計画や月案、週案、日案といったものである。カリキュラム・マネジメントとは、「全体的な計画」を実現するために、どのような「指導計画」を立てていくか、あるいは身近な環境構成をどのように作っていくか、を考えるものである。

新要領・指針に合わせて解説書がつくられ、たくさんの「保育事例」が提示されることが予想される。園全体で、子どもたちに経験させたい内容・必要な過程についての話し合いを重ねることが、子どもの実態に即した「カリキュラム・マネジメント」になる。

（1）保育所保育指針改定のポイント

幼児教育の強化と0・1・2歳児保育の充実であり、大きく次の5つが挙げられる。

①保育所保育における幼児教育の位置づけ

保育所で保育の専門家が行う保育を「保育所保育」という言葉で規定し、保育所保育の専門性や、保育所保育で何をするのかを明確にした。近年の研究では、乳児期から幼児期にかけて養護的なアタッチメント経験を繰り返すことで、「非認知的能力」の基礎が育つとされている。非認知的能力とは、失敗しても諦めずに工夫してやり遂げる力、いろいろなことに挑戦する力、我慢をしたり自分をコントロールしたりする力を指す。

②乳児保育、1歳以上3歳未満児保育の記述の充実

「全体的な計画」という言葉が使われるようになり、保育の内容が組織的・計画的に構成された全体的な計画を作成しなければならないと書かれている。身体的発達のほか、身近な人との愛着関係の成立を社会的発達、身近なものに関わり感性が育つ精神的発達を支えることが書かれている。また1～2歳児は5領域の内容に準じながら、3歳以降の成長の姿を意識して保育を行うことが示された。

今回、乳児期からの育ちを見直し、その記述が丁寧に行われた。「健やかに伸び伸びと育つ」という、乳児の自らの心身に関わるどころと、「身近な人と気持ちが通じ合う」という、人との関わりと、「身近なものに関わり感性が育つ」という、ものとの関わりが中心にある。1歳以上3歳未満児の保育では、5つの領域の育ちによって、その年齢に応じた内容が含まれる。乳児期の発達のなかで、言葉の発達や表現行為への気づきと芽生えが生まれるとしている。それぞれが3歳以上の保育の内容へと発展していく。

③環境の変化を踏まえた「健康及び安全」の記載の見直し

保育所は幼稚園に比べて子どもが長い時間生活する施設であるため、環境や衛生管理、食育について記載されている。「事故防止及び安全対策」の項目では、睡眠中やプール活動・水遊び、食事中など重篤な事故が起りやすいシーンを挙げ必要な予防・対策を進めるように記されている。地震や津波の災害時に、保護者への引き渡しも含めて的確に対応する訓練や防災の必要性も書かれている。

④子育て支援の必要性

障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもたちを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現するためには、より積極的な保護者支援が必要である。

⑤職員の資質・専門性の向上

研修については、職場における研修だけでなく外部研修も組み合わせることが記されている。専門職である保育士は資格取得後も日々の業務等を通じて専門性を向上させていく必要があることも記されている。今回の改訂では、保育も教育であることが認められ、「保育過程」という言葉がなくなり、「全体的な計画」に変わった。「全体的な計画」という言葉は、現行のこども園要領で使われていて、指針はそちらとの整合性を図ったということがわかる。

(2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂のポイント

幼保連携型認定こども園ならではの配慮すべき事項として、3歳を中心とした「学びの連続性・発達の連続性」と、「1日の生活の流れ」の2つが挙げられる。認定こども園に通う1号、2号の子どもは、3歳から一緒に活動を始めることになる。そのため、一人ひとり経験の違う子どもに個別的に十分な配慮をすることが強調されている。また、認定こども園では、通っている子どもたちのなかでも、園で過ごす生活時間にかなり違いがある。「1日を通して」また「入園から修了まで在園期間を通して」、「教育及び保育を行う」というのが基本的な考え方であり、これが学びの連続性であるとしている。「教育及び保育」というのは、認定こども園ならではの用語である。1日のなかで教育とそれ以外の時間の流れを意識するには、「生活の連続性」を重視する必要がある。学校教育の時間とそれ以外の時間を一体として捉え、1日の自然な流れとなるように配慮すべきとしている。

(3) これからの幼児教育・保育の方向性

小学校以上の学習指導要領では、「これをやりなさい」という指導の内容が比較的、具体的に書かれているが、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で記されているのはかなり理想的な方向性である。そこに向けて努力し改善していきましょう、と示している。

新しい3法令で特に強調していることは、乳児期などの幼いころから、あるいは1日のうち長時間にわたって子どもを預かる場合には、教諭・保育士が養護性をもって、子どもの体の面と心の面の支えをしつかり行っていこうということである。3歳以上の子どもについては、1日のなかで一定の教育の時間、「集

中して遊ぶ」時間を作りましようとしている。「学び」という言葉は、子どもが実際の体験から感じたり考えたりする中で、いろいろなことに気づき、できるようになることである。

日本の乳幼児教育・保育は、現在大きな変革期にある。保育に関する制度も年々変わり、保育の現場はますます複雑になってきている。幼稚園は幼児期の学校教育の場であり、保育所は保育を必要とする児童福祉施設であり、幼保連携型認定こども園はその双方を兼ねたものであるという法律の規定は維持されている。そのうえで、幼児教育として共通性が明確にされた。幼児教育とは幼稚園、保育所、認定こども園に共通の教育であり、同時に、乳児から就学前の保育を必要とする子どもの保育全体に基づくものである。

幼児教育の共通である原則は次のとおりである。

- ①環境を通しての教育である。身近な環境への関わりを通じて子どもが育っていく。
- ②主体的な生活、自発的な活動としての遊びを重視する。子どもが能動的に環境に関わり、試行錯誤しつつ、そこから関わり方や意味を身につけていく過程を、幼児教育の中核的な過程とする。
- ③幼児教育の専門家である保育者（幼稚園教諭、保育士、保育教諭）が専門的技量に基づき子どもを指導し、援助する。幼児教育の施設は、家庭とは異なり、専門家が複数の子どもを対象として行う教育である。
- ④教育とは2種類に分かれ、学校教育に相当する満3歳以上、1日4時間相当部分と、それ以外の満3歳未満と満3歳以上の長時間にわたる保育を必要とする子どもの保育部分における教育である。広義の教育は心身の健全な発達を図るものであり、狭義の学校教育はそれに基づき、小学校以降の学校教育の基礎を培うものである。それは連続的であり、相互に重なりあうと見なされる。
- ⑤養護性はすべての幼児教育でその支えとなる基盤的な働きかけである。幼稚園では情緒の安定と記され、生命の保持は学校保健安全法で述べられている。以上の教育の進め方の過程を示すものに対して、教育の内容そのものは、ねらいと内容として、従来の5つの領域を踏襲している。
- ⑥幼児教育は組織的・計画的に進めるものである。そこで施設によらず、全体的な計画を立て、幼児教育の目標を達成するため、ねらい・内容を組織的・計画的に構成する。以上の幼児教育の考え方が幼稚園、保育所、認定こども園に当てはまること、満3歳未満児の保育や長時間の保育もそれに準じた教育であることが明確にされた。

「他者のことを思って働く仕事」だからこそ、保育教諭になろうとする人自身が、情緒的なつながりや人から大事にされる経験を十分に得てほしいと思う。「こどもと健康」、「こどもと体育」のスクーリング授業を担当する私は、授業の中で、「保育教諭自身の健康・体力づくりが一番大切です」と話している。その理由は、子どもは保育教諭を参考にしながら、生活に関わるいろいろなことを学んでいくからである。

子どもは身近な養育者と安定した情緒的関係を結び、そのなかで、自己や他者を意識するようになっていく。私の二人の子どもを保育していただいた保育所の先生方はとても魅力的であった。一人の人間として子どもたちと日々向き合っていたことを親として感じたから魅力的に見えたのだろう。長男が成人式の時には、保育所で描いた絵を自宅に届けられた。親としてとても感動し、忘れられない思い出となっ

た。「さまざまな感情を経験しながら乳幼児期の子どもたちとの生活を楽しめる保育者になってほしい」と願いながら、保育教諭の養成に携わっている。子どもの育ちは一直線ではない。自らの経験から順調にいくときばかりではなく、むしろジグザグしたり、停滞したりすることのほうが多くあった。保育者自身も年齢を重ねる過程のなかで、実にさまざまな経験をする。そこでの経験が、保育者としての自分のあり方にも反映されていく。自分の育ちと子どもの育ち、その両方を感じられるというのが、幼児教育に携わる仕事のやりがいではないかと思う。

子ども理解の専門性は、どのように培われるのだろうか。養成校の授業で、実習を終えた学生から実際に子どもとかかわりはじめると、全く予想とちがう「簡単に思い通りの方法ではない現実」に驚き戸惑ったという意見を聞くことが多い。保育は生身の人間の発達援助職であるので、狭い視野で「思い通りにさせる」保育を実践すれば、たちまち壁にぶつかってしまう。なぜなら、発達の主体者は子ども自身であるからである。保護者対応にしても、よかれと思ってしたことが思わぬ苦情に発展する。本音で子どもの話をするまでの信頼関係はそう簡単には形成されない。保育者は、悩み葛藤しながら、「自分ひとりではこの仕事はできない」と気づく。子どもの姿を記録して、チームで分析を進め、職員集団で学びを深めていく。単純でない子ども理解の作業には、一番近くにいる担任はもちろん、その家族の生活背景や、普段なにげなく見守っている職員全員の観察と情報を共有すること、子どもや保護者の本当の気持ちを考えてゆく道筋が不可欠である。大人が立てた計画を軸に質向上をめざすPDCAとは少しちがう、まず「子どもありき」「発達の主体は子ども自身」という観点で実践を積み重ねるサイクルが必要である。自分の感性で受け止めることが、保育者のもっとも重要でもっとも難しい職務であるといえる。マニュアルやシステムチックにする仕事とは真逆の「正解」などが存在しない営みである。保育者は経験を積み重ねるほど「これでよかったか」「本当にその子の主体性を大切にできたか」と葛藤する。時には、落ち込んだり、逆にがんばる子どもの姿に自分の弱さをつきつけられたりする日もある。保育者は、子どもの一番近くにいて、自身の思考をくぐって発達を支えていく専門職である。

今回の改訂（定）の特徴は、3つの施設の共通性を明確にしたことである。そのことは同時に、幼児教育の独自性を確立して、小学校の義務教育につなぐことである。「学び」のあり方を支えるものとして子どもと保育者の信頼・愛着関係や養護のあり方を、どの施設であろうと重視した。また、保育者の専門性とそれに基づく指導のあり方、それを改善し高めていく研修と保育者同士の話し合いや記録の取り方を強調している。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂については、3歳以上の教育内容は幼稚園教育要領と同じである。幼児教育において育みたい資質・能力を「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つに整理した。また、幼児教育と小学校教育の接続を一層強化するため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を明確にした。特に留意したい点として、3歳を中心とした「学びの連続性・発達の連続性」と、「1日の生活の流れ」の2つが挙げられる。

「学びの連続性・発達の連続性」については、最も配慮が必要になるのが3歳前後の子どもである。3歳は、それまでの経験が大きく異なる子どもたちが集まり、一緒に活動することになるので、一人ひとり経験の違う子どもに個別的に十分な配慮をしながら一緒に活動できるようにしていくことが強調されている。認定こども園では「1日を通して」、また「入園から修了まで在園期間を通して」、「教育及び保育を行う」ことが基本的な考え方になっている。これが学びの連続性である。養護と教育が一体になったものが保育であるとしている。学校教育の時間とそれ以外の時間を一体として捉え、1日の自然な流れになるように配慮すべきとしている。登園して3歳以上の子どもは「1日4時間」のコアタイムで教育的要素が強まる。教育・保育要領では「集中して遊ぶ」と表現されている。また、教育課程に係る時間以外の朝や夕方は、ゆったりと安心して過ごせる工夫をするようにとしている。新しい「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、幼稚園の教育課程と保育所の保育課程を合わせたようなものになっている。それを踏まえたうえで具体的な月案、週案といった指導計画を作り、多様な子どもたちに対して、教育・保育を行っていくとしている。

終わりに

幼児教育にあたる専門家は施設の種類や保護者の就労形態によらず、制度として、養成カリキュラムや資格の種類に違いが生じないようにすることが公平性の観点から必要である。子どもの姿を「みる」「みきわめる」そして、「かかわる」中で、子どもの中に育とうとしているところを「ねらい」として捉える。そして、その「ねらい」を達成するために、どんな経験をするように指導すれば良いかを「内容」とする。「子ども理解」の基本であり、大切なことである。幼稚園教諭や保育士資格の養成課程も、平成31年度から履修科目などが変わる。幼稚園、保育所、認定こども園共通に、求められるところは益々高度化していく。保育者の専門性の向上や、保育実践の改善を進める体制整備が保育者養成校に求められている。今回の改訂（定）の趣旨と重要なポイントをよく理解して、これからの幼児教育に関わる授業（健康論、こどもの指導法「健康」）に活かしていきたい。

参考文献

- 1) 西岡育子編：平成29年告示 幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領〈原本〉、株式会社チャイルド本社.2017
- 2) 保育の友：特集 新たに示される保育指針とこれからの保育.第65巻 第5号,2017
- 3) 無藤隆：3法令改訂（定）の要点とこれからの保育，株式会社チャイルド本社.2017
- 4) 田代和美編：これから目指す人・働く人のための保育の仕事がわかる本，日本実業出版社.2017
- 5) 大宮勇雄、川田学、近藤幹生、島本一男編：どう変わる？ 何が課題？ 現場の視点で新要領・指針を考えあう，(株) ひとなる書房.2017

